

[事案 2024-123] 契約見直し無効請求

・令和7年3月25日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明が不十分であったこと等を理由に、契約見直しの無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年1月に契約した利率変動型積立保険（契約①）を、令和2年1月に医療保険（契約②）に見直したが、以下の理由により、契約②への見直しを無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 先進医療特約が付加されている内容で契約をしたつもりであったが、契約②には先進医療特約が付いていなかった。
- (2) 友人ががんの治療をしていることを聞き、当時加入していた契約①を見直したいと考え、募集人から先進医療特約付の保険を提案してもらった。募集人が交付した提案概要書にも先進医療特約が付加されている旨が記載されている。
- (3) 募集人から、契約②に先進医療特約が付けられないという説明は受けておらず、先進医療特約が付いていない契約の設計書をもらっていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 令和2年1月、当社は、申立人から提出された告知書の内容と契約①の給付金支払時の情報にもとづき査定した結果、先進医療特約を引き受けることができないと判断した。同月、募集人は、申立人に対し、先進医療特約の付加ができないことを説明し、申立人は先進医療特約が付加されていない医療保険を申し込む内容の訂正申込書に署名し、同内容で本契約は成立した。
- (2) 募集人は、自らの募集活動の中で、査定の結果として先進医療特約が付加されなかった場合には、必ずその旨を顧客に説明していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申込手続時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。